

諮問第 242 号

景 観 審 議 会

丹波篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画の認定計画の変更について（諮問）

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第 16 号）第 33 条第 1 項に基づき丹波篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画の認定計画を変更するに当たって、同条第 2 項において準用する第 13 条第 2 項の規定により、意見を求めます。

令和 8 月 3 月 5 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦